

改正

平成19年9月28日規則第75号

深谷市開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市開発許可等の基準に関する条例（平成18年深谷市条例第196号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第3条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第13号及び第14号の開発行為
- (2) 条例第6条第1項第3号及び第8号の開発行為
- (3) 法第12条の5第1項の規定による地区計画又は集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項の規定による集落地区計画の区域（最低敷地面積が定められている区域に限る。）内において行う開発行為
- (4) 平成15年6月1日以後に区画の変更がなされていない土地において行う開発行為
- (5) 区域区分日前から居住している自己用住宅の敷地内で行われる親族のための住宅を建築するための開発行為

(条例第5条の規則で定める工作物)

第3条 条例第5条の規則で定める工作物は、法第4条第11項の特定工作物とする。

(条例第6条第1項第2号ウの規則で定める理由)

第4条 条例第6条第1項第2号ウのやむを得ない理由を有するものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域の区域区分日前から本市に居住する親族の居住地が区域区分により市街化区域とされ、かつ、開発区域の区域区分日前からその親族の所有する土地の大部分が市街化調整区域とされた場合に当該親族の所有する土地で行う開発行為
- (2) 開発区域の区域区分日前から本市において都市計画区域に指定されていない区域又は区域区分が定められていない区域に親族が居住しており、かつ、開発区域の区域区分日前からその親族の所有する土地の大部分が本市の市街化調整区域とされた場合に当該親族の所有する土地

で行う開発行為

(条例第6条第1項第3号の規則で定める建築物)

第5条 条例第6条第1項第3号の自己の業務の用に供する小規模な建築物であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 延べ床面積が100平方メートル以内の工場。ただし、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。

(2) 延べ床面積が100平方メートル以内の事務所

(条例第7条第4号の規則で定める理由)

第6条 条例第7条第4号のやむを得ない理由として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 破産手続開始の決定等の生活の困窮その他生活環境の著しい変化のため、住居の移転を余儀なくされたこと。

(2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となったこと。

(条例第7条第4号イの規則で定める建築物)

第7条 条例第7条第4号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法（昭和25年法律第
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	201号）第87条の建築物の用途が同じ建築物

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第75号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条第4号及び第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。